

## 高松市中央卸売市場の卸売業者の純資産基準額を定める要領

### 1 高松市中央卸売市場の卸売業者の純資産基準額

高松市中央卸売市場業務条例第11条第2項の規定に基づき、卸売業者の純資産基準額を次のように定める。

高松市中央卸売市場の卸売業者の純資産基準額は、当該事業年度の開始日前1年間の卸売金額（高松市中央卸売市場業務条例第9条第1項の許可を受けて1年を経過しない者については、高松市中央卸売市場業務条例施行規則第2条第2項第4号に規定する事業計画書に記載した最初の事業年度の開始日以降1年間の卸売予定金額に応じ、次表に掲げる金額とする。

卸売金額	純資産基準額
50億円未満	3,000万円
50億円以上100億円未満	6,600万円
100億円以上200億円未満	1億5,000万円
200億円以上300億円未満	2億7,000万円
300億円以上400億円未満	3億6,000万円
400億円以上500億円未満	4億5,000万円
500億円以上700億円未満	6億円
700億円以上1,000億円未満	7億5,000万円
1,000億円以上	12億円

#### 附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。